

新型コロナウイルス感染拡大防止における判断基準

(令和4年4月改定)

大網木の花幼稚園

(1) 本人が感染した場合

園児や教職員の感染が確認された場合、原則として、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休園を実施します。感染した園児について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。教職員が感染者となった場合は、出勤停止とします。

さらに、保健所の調査や園医の助言等により、感染者の園内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、園内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、学校保健安全法第20条に基づく幼稚園の全部または一部の臨時休園を行います。

(2) 本人が濃厚接触者となった場合

園児・教職員が濃厚接触者となった場合、出席停止・出勤停止とします。

園児・教職員の検査結果が陽性であった場合は、「(1) 本人が感染」の場合の措置となります。園児・教職員の検査結果が陰性であった場合、又は、検査を行わなかった場合は、保健所の指示に従い、7日程度の出席停止・出勤停止とします。

※千葉県より、オミクロン株が主流である間は、濃厚接触者の待期間間は、原則7日間(8日目解除)とされています。なお、薬事承認された抗原検査キットにより、4・5日目に検査し陰性であった場合は、5日目から解除可能とされています。【令和4年3月31日、千葉県より通達】

(3) 同居家族が濃厚接触者となった場合

園児・教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合、同居家族の検査結果が判明するまで、又は、同居家族の待期間が終了するまで、園児・教職員は、出席停止・出勤停止とします。

同居家族の検査結果が陽性であった場合、「(2) 本人が濃厚接触者」の場合の措置となります。

同居家族の検査結果が陰性であった場合、又は、同居家族の待期間が終了した場合、園児・教職員は登園・出勤を可能とします。

(4) 本人または同居家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所等の指示で、PCR検査を受けた場合

園児・教職員またはその同居家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等により、PCR検査を受けた場合、検査結果が判明するまで、園児・教職員は出席停止・出勤停止とします。

園児・教職員の検査結果が陽性であった場合、「(1) 本人が感染」の場合の措置となります。園児・教職員の同居家族の検査結果が陽性であった場合、「(2) 本人が濃厚接触者」の場合の措置となります。

園児・教職員の検査結果が陰性であった場合、保健所や医師の指示に従い、登園・出勤を可能とします。

登園の判断について

- ・発熱または、風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合など、園児の体調がすぐれない場合、普段と体調が少しでも異なる場合は、無理をせず自宅にて療養して下さい。必要に応じて、かかりつけ医などに相談し、必要な指示、診断を受けて下さい。
- ・同居家族に発熱や風邪症状等が見られる場合も、お子様の登園を控えて頂き、自宅で過ごすようお願い致します。

健康観察について

- ・お子様が登園する際は、忘れずに検温カードの記入をお願い致します。また、同居のご家族の健康状態も確認して頂くよう、併せてお願い致します。

幼稚園でのお子様の体調の変化について

- ・登園後、お子様に発熱や風邪症状等が見られた場合は、ご家族に連絡します。速やかにお迎えに来て頂けるよう、お願い致します。

感染者等に対する差別や偏見について

誰しもが新型コロナウイルス感染症に対して不安を持っている中、不安が高まることによって、感染患者やそのご家族等に対する、誤解や偏見に基づく、心無い言動が社会で問題となっております。誰もが感染する可能性がある事から、感染者を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、感染を防ぐことが大切です。

感染者等に対する差別や偏見について、冷静な判断（不確かな情報に惑わされない、差別的な言動には同調しない等）を心がけて下さいますよう、よろしくお願い致します。

※感染状況により、改定・追加を行う場合があります。

策定 令和2年4月6日

改定 令和2年9月1日

改定 令和3年1月7日

改定 令和4年4月5日